

郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育所等（保育所、小規模保育事業（A型）及び認定こども園をいう。）の整備事業（以下「事業」という。）を実施する者に対し補助金を交付することについて郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる事業、対象者、経費及び補助金の額は、別表第1から別表第8に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表第1から別表第8に定める額を限度として、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

2 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容のうち、次に掲げるものを変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員

(2) 補助金を目的外に使用しないこと。

(3) 補助金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(事業の事前着手の申請等)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者が、補助金の交付の決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助事業事前着手承認申請書(第1号様式)を市長に提出して申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、補助事業事前着手承認申請書の審査等により、事業の目的及び内容が適正であるか、当該申請の理由がやむを得ないものと認められるかなどを確認し、当該申請を承認すべきものと認めたときは、速やかに承認をしなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付けるものとする。

(1) 事業着手後であっても、補助金の不交付の決定又は申請額を下回る額での交付の決定をする場合があること。

(2) 事業着手から補助金の交付決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。

(3) 事業着手後に天災地変により生じた損失は、全て申請をした者の負担とすること。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、補助事業事前着手承認通知書(第2号様式)により、速やかに第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(概算払)

第6条の2 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、第4条ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に係る補助金の返還)

第8条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助金の交付の決定を受けた者は、実績報告後に消費税の申告により補助金に係る地方消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書(第3号様式)により、速やかに報告するものとする。

2 項の報告があったときは、その消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に規定する当該財産の耐用年数が経過した日までとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行し、改正後の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 18 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

別表第1（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
保育所整備 事業（安心 こども基金 分）	児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 39 条第 1 項に規定する 保育所（同法第 56 条 の 8 に規定する公私 連携型保育所を含み、 就学前の子どもに関 する教育、保育等の総 合的な提供の推進に 関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下 「認定こども園法」と いう。）第 3 条第 1 項 に基づく認定を受け ることができる保育 所において、保育を必 要とする子どもに保 育を実施する部分を 含む。）又は認定こど も園法第 2 条第 7 項 に規定する幼保連携 型認定こども園（認定 こども園法第 34 条に 規定する公私連携幼 保連携型認定こども 園を含む。）において 児童福祉施設として の保育を実施する部 分の新設、修理、改造 又は整備を実施する 際の経費を一部補助 する。	社会福祉法人、 学校法人（幼保 連携型認定こど も園の設置者に 限る。）、日本赤 十字社、公益社 団法人又は公益 財団法人	平成 20 年度子育て支援 対策臨時特例交付金（安 心こども基金）の運営に ついて（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号、 雇児発第 0305005 号文部 科学省初等中等教育局 長、厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長通知） （以下「安心こども基金 の運営に関する通知」と いう。）別紙安心こども基 金管理運営要領別添子育 て支援対策臨時特例交付 金（安心こども基金）に よる特別対策事業別添 1 保育所緊急整備事業 4 対 象経費に定める本體工事 費、保育所の開設準備に 必要な費用、新たに土地 を賃借して保育所を整備 する場合に必要な費用、 特殊付帯工事費、解体撤 去工事費及び仮設施設整 備工事費	事業又は工事請負契約 等を締結する単位ごと に、補助対象経費の実 支出額の合計額と、総 事業費から寄付金その 他の収入額（学校法人 及び社会福祉法人の場 合は、寄付金収入額を 除く。）を控除した額を 比較して少ない方の額 （以下「補助対象経費 の実支出額に相当する 額」という。）以内の額 に 4 分の 3 を乗じて得 た額と安心こども基金 の運営に関する通知別 紙安心こども基金管理 運営要領（別表）補助 基準額表 1. 保育サー ビス等の充実(1) 保育 所等整備事業○保育所 緊急整備事業<本體工 事>及び<解体撤去工 事、仮設施設整備工事 >の表で定める基準額 に 4 分の 3 を乗じて得 た額のいずれか低い額

別表第2（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
小規模保育 整備事業 (安心こども 基金分)	児童福祉法第6条の 3第10項に規定する 小規模保育事業（A 型）（以下「小規模保 育事業」という。）を 行う事業所の新設、修 理、改造又は整備を実 施する際の経費を一 部補助する。	社会福祉法人、 学校法人又は児 童福祉法第34 条の15第3項 各号に定める基 準に適合する者	安心こども基金の運営に 関する通知別紙安心こども 基金管理運営要領別添 子育て支援対策臨時特例 交付金（安心こども基金） による特別対策事業別添 1の2小規模保育整備事 業4対象経費に定める本 体工事費、小規模保育事 業所の開設準備に必要な 費用、新たに土地を賃借 して小規模保育事業所を 整備する場合に必要な費 用、特殊付帯工事費、解 体撤去工事費及び仮施設 設置整備工事費	事業又は工事請負契約 等を締結する単位ごと に、補助対象経費の実 支出額に相当する額以 内の額に4分の3を乗 じて得た額と安心こども 基金の運営に関する 通知別紙安心こども基 基金管理運営要領（別表） 補助基準額表1.保育 サービス等の充実(1) 保育所等整備事業○小 規模保育整備事業<本 体工事>及び<解体撤 去工事、仮施設設置 整備工事>の表で定める基 準額に4分の3を乗じ て得た額のいずれか低 い額

別表第3（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
賃貸物件による保育所整備事業	賃貸物件により、新たに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という。）を設置する際の借上時における改修費等の経費を一部補助する。	社会福祉法人、学校法人又は児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合する者	既存建物を借り上げて認可保育所の本園又は分園（20人未満分園を含む。）を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等に要する経費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に4分の3を乗じて得た額と令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分））の国庫補助国庫補助について別紙令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分））交付要綱 別表間接補助事業の部保育所等改修費等支援事業の項3基準額の欄中(1)賃貸物件による保育所改修費等に定める額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第5（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
<p>認定こども園整備事業（認定こども園整備）</p>	<p>1 整備対象施設</p> <p>(1) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）</p> <p>(2) 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分</p> <p>(3) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園</p> <p>2 事業内容</p> <p>1 整備対象施設の新設、修理又は改造を実施する際の経費を一部補助する。</p>	<p>1 左欄1(1)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>2 左欄1(2)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>3 左欄1(3)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p>	<p>認定こども園施設整備交付金実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定)別紙1認定こども園整備4対象経費に定める本体工事費、改築、増改築、大規模修繕等における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象)</p>	<p>交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準及び(別表2)交付基準額表(1)認定こども園整備○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、○幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分及び○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分<本体工事>及び<解体撤去工事、仮設施設整備工事>の表で定める基準により算出した額と工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準で定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額(以下「算定基準で定める対象経費の実支出額に相当する額」という。)に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額の2倍に相当する額に4分の3を乗じて得た額</p>

別表第6 (第2条関係)

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
認定こども 園整備事業 (幼稚園耐 震化整備)	<p>1 整備対象施設</p> <p>(1) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園の学校教育部分</p> <p>(2) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>(3) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園(移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分)</p> <p>(4) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>2 事業内容</p> <p>1 整備対象施設の耐震化を促進するための改造を実施する際の経費を一部補助する。</p>	<p>1 左欄1(1)の場合については、学校法人(学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この欄において同じ。)又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>2 左欄1(2)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>3 左欄1(3)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(移行を予定する幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>4 左欄1(4)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。)</p>	認定こども園施設整備交付金実施要領別紙2幼稚園耐震化整備4対象経費に定める本体工事費、特殊附帯工事費、設計料、解体撤去工事費、仮施設整備工事費及び耐震診断費	交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準及び(別表2)交付基準額表(1)認定こども園整備○幼稚園耐震化整備<本体工事>及び<解体撤去工事、仮施設整備工事>の表で定める基準により算出した額と算定基準で定める対象経費の実支出額に相当する額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額

別表第7（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
保育所整備 事業 （就学前教育・保育施設整備交付金分）	児童福祉法（昭和22年法律164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。）の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。	郡山市が認めた者	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表1-1算定基準（創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備）4対象経費に定める施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額以内の額に4分の3を乗じて得た額と就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱別表2-1 [8の(1)①及び(2)①の保育所部分に係る施設整備事業：定額(2/3相当)]で定める基準額に2分の3と4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第8（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
小規模保育 整備事業 （就学前教 育・保育施 設整備交付 金分）	児童福祉法第6条の3 第10項に規定する小規 模保育事業（A型）（以 下「小規模保育事業」 という。）を行う事業所 の新設、修理、改造又 は整備を実施する際の 経費を一部補助する。	郡山市が認めた 者	就学前教育・保育施設整備 交付金交付要綱別表1－ 5算定基準（創設、増築、 増改築、改築及び老朽民間 児童福祉施設整備）4対象 経費に定める施設の整備 に必要な工事費又は工事 請負費、工事事務費、実施 設計に要する費用、開設準 備に必要な費用、新たに土 地を賃借して整備する場 合に必要な賃借料、定期借 地権契約により土地を確 保し整備する場合に必要 となる権利金や前払地代 などの一時金	事業又は工事請負契約等 を締結する単位ごとに、 補助対象経費の実支出額 の合計額と、総事業費か ら寄付金その他の収入額 （社会福祉法人の場合 は、寄付金収入額を除 く。）を控除した額を比較 して少ない方の額以内の 額に4分の3を乗じて得 た額と就学前教育・保育 施設整備交付金交付要綱 別表2－8〔8の（4） ①に基づく小規模保育事 業所施設整備事業：定額 （2/3相当）〕で定める基 準額に2分の3と4分の 3を乗じて得た額のいず れか低い額

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者名

補助事業事前着手承認申請書

事業について、交付決定前に着手したいので、郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

事業名	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	

年 月 日

様

郡山市長

補助事業事前着手承認通知書

年 月 日付けで提出された補助金等交付決定前着手承認申請に対し、次のとおり補助金等交付決定前着手について承認したので、郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱第6条第4項の規定により、通知します。

事業名	
総事業費	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
(事業着手の条件)	
1 事業着手後であっても、補助金の不交付の決定又は申請額を下回る額での交付の決定をする場合があること。	
2 事業着手から補助金の交付決定があるまでの期間は、事業計画の変更は認められないこと。	
3 事業着手後に天災地変により生じた損失は、全て申請をした者の負担とすること。	

第3号様式（第8条関係）

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
申請者
氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市認可保育所等整備費補助金について、郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

※注：別添参考となる資料（金額の積算の内訳）を添付すること。